

保険料納付猶予の特例が施行

年金機構等が申請受付を開始

概ね20%以上減を対象

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」(新型コロナウイルス特例法)が4月

30日に成立し、同日、公布・施行されたことを受け、健康保険や年金等の社会保険料の納付猶予の特例の申請が可能になった。

日本年金機構(理事長「水島藤一郎氏」)は5月1日、新型コロナウイルス(新型コロナウイルス感染症)の影響により厚生年金保険料等の納付が困難となった場合の猶予制度について、新型コロナウイルス特例法を準用した納付猶予の特例の申請手続きを公表した。

新型コロナウイルス特例法は、新たに納税の猶予制度の特例を設けること等を内容としており、同納付猶予の特例では、新型コロナウイルス感染症の影響により2

020年2月以降の収入に相当の減少があり、納付することが困難である事業者等に対して、無担保かつ延滞税なしで1年間納税を猶予するものである。

健康保険法及び厚生年金保険法では、「徴収に関する通則」において、保険料の徴収に関して、「法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する」こととしており、今回、この特例の取扱いが社会保険料にも準用されることとなる。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月以降の任意の期間(1か月以上)における事業等に係る収入が、前年同期に比べて概ね20%以上減少している事業主・船舶所有者において、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難である場合、年金

事務所に申請することにより厚生年金保険料等の納付の猶予の特例を受けることができる(図)。

対象となる厚生年金保険料等は、2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来する保険料で、納付が納期限から1年間猶予される。その間の延滞金は全額免除となる。新型コロナウイルス特例法施行前においては、担保の提供を必要とする「換価の猶予」及び「納付の猶予」により対応していた。

なお、納付の猶予の特例の対象とならない厚生年金保険料等については、分割納付を可能とする「換価の猶予」及び「納付の猶予」が認められる場合があることから、年金事務所への相談等を求めている。このため、年金機構は同日、「厚生年金保険料納付猶予相談窓口」として

専用のコールセンター(電話番号0570-666-228)を設置した。

国民年金については、年金機構は新型コロナウイルスの感染症の影響により保険料の納付が困難となった場合の臨時による特例免除申請の受付手続きを5月1日から開始している。新型コロナウイルスの感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少等により収入が相当程度まで下がった場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除の手続きが可能になる。

具体的には、2020年2月以降の国民年金保険料を対象に、①全額、②納付猶予、③4分の3免除、④半額免除、⑤4分の1の免除を、所得基準額を踏まえ行う。今回の臨時特例は、2020年2月分から6月分までに適用されることとなっており、7月分以降の保険料免除等は、2020年度の免除期間での申請手続きとなることから、

図 厚生年金保険料等の納付猶予の特例について

猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主は、申請により、厚生年金保険料等の納付を、1年間猶予することができる。
- この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかからない。

対象となる事業所

- 以下の①、②のいずれも満たす事業所が対象となる。
- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
 - ② 厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること

対象となる厚生年金保険料等

- 2020年2月1日～2021年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となる。
 - 上記の期間のうち、既に納期限が過ぎている厚生年金保険料等（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用できる。
- ※ 2020年2月1日から2020年4月30日（特例施行日）までの間に納期限が到来している厚生年金保険料等（2020年1月分から3月分）は、2020年6月30日までの申請により遡って特例を利用できる。

7月以降に改めて申請する必要がある。

なお、免除等を受けた期間は、受給資格期間の対象期間に算入されるが、追納をしない限り将来受け取る老齢基礎年金の額は減少する。

学生の取扱いについては、収入が相当程度まで下がった場合、同様に本人申告の所得見込

額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請を可能とする。同特例は、2020年4月分から2021年3月分までの国民年金保険料に適用される。2020年2・3月分の保険料についても臨時特例を申請する場合には、2019年度分（2020年2・3月分）と2020年度分（202

0年4月以降分）のそれぞれの申請書の提出が必要になる。

全部または一部を猶予

厚生労働省は5月7日付で保険局保険課長名の「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による健康保険料の猶予の特例の取扱いについて」（保保発0507第1号）を健康保険組合理事長に通知した。納付猶予の特例の内容及びその適用の考え方、また、事業所が提出する納付猶予（特例）の申請書及び記入例を示した。

具体的に通知では、「新型コロナウイルス感染症等の影響による収入の減少」や「事業につき相当な収入の減少」、「納付困難」、「期限内に申請できないやむを得ない理由」等の解釈、また、猶予期間、猶予期間の始期、猶予する金額の算出方法を示している。

このうち、「事業につき相当な収入の減少」については、2020年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入金額が概ね20%以上減少していることが認められることとしているが、「収入の減少の割合が20%に満たないことのみをもって、一概に猶予の適用を否定せず、個々の適用事業所の状況を十分に聴取し、今後さらに減少率が悪化することが見込まれるなどにより概ね、20%以上減少していると認められるかどうかをみて、猶予を適用することが相当であるかを柔軟かつ適切に判断する」としている。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、2020年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること

厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること

2020年2月1日～2021年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となる。

上記の期間のうち、既に納期限が過ぎている厚生年金保険料等（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用できる。

2020年2月1日から2020年4月30日（特例施行日）までの間に納期限が到来している厚生年金保険料等（2020年1月分から3月分）は、2020年6月30日までの申請により遡って特例を利用できる。

厚生労働省は5月7日付で保険局保険課長名の「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による健康保険料の猶予の特例の取扱いについて」（保保発0507第1号）を健康保険組合理事長に通知した。納付猶予の特例の内容及びその適用の考え方、また、事業所が提出する納付猶予（特例）の申請書及び記入例を示した。

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、2020年2月以降に適用事業所の事業に相当の減収等があった場合、当該適用事業所が特定日までに納付すべき健康保険料の全部または一部について納付することが困難であると認められるとき、申請に基づき、その納期限から1年以内限り納付猶予することができ

具体的な通知では、「新型コロナウイルス感染症等の影響による収入の減少」や「事業につき相当な収入の減少」、「納付困難」、「期限内に申請できないやむを得ない理由」等の解釈、また、猶予期間、猶予期間の始期、猶予する金額の算出方法を示している。

このうち、「事業につき相当な収入の減少」については、2020年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入金額が概ね20%以上減少していることが認められることとしているが、「収入の減少の割合が20%に満たないことのみをもって、一概に猶予の適用を否定せず、個々の適用事業所の状況を十分に聴取し、今後さらに減少率が悪化することが見込まれるなどにより概ね、20%以上減少していると認められるかどうかをみて、猶予を適用することが相当であるかを柔軟かつ適切に判断する」としている。

事業所の状況を踏まえ、適切な対応が求められる。